

介護保険料について

介護保険制度は、誰もが住み慣れた地域において生きがいを持ち、安心して暮らせるよう、また、介護が必要になっても安心して自立した生活を送れるよう、社会全体で支えていく制度です。

このたび、「第9期五戸町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、令和6年度から令和8年度の65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料基準額を月額6,900円に決定しました。

【算出方法】 令和6年度から令和8年度までの3年間に必要な介護保険の総費用から算出されます。

五戸町で必要な
介護サービスの総費用

×

65歳以上の方の
負担分「23%」

÷

五戸町に住む
65歳以上の方

÷ 12か月 =

基準額月額 6,900円

令和6年度の保険料一覧

所得段階	区 分		保険料率	保険料年額 (月額)
第1段階	世帯全員が 住民税非課税	老齢福祉年金受給者および前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の方、生活保護受給者の方	基準額 ×0.285	23,598円 (1,966.5円)
第2段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円超120万円以下の方	基準額 ×0.485	40,158円 (3,346.5円)
第3段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.685	56,718円 (4,726.5円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の方	基準額 ×0.90	74,520円 (6,210円)
第5段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円を超える方	基準額	82,800円 (6,900円)
第6段階	本人が 住民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	99,360円 (8,280円)
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	107,640円 (8,970円)
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	124,200円 (10,350円)
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.70	140,760円 (11,730円)
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.90	157,320円 (13,110円)
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.10	173,880円 (14,490円)
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.30	190,440円 (15,870円)
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.40	198,720円 (16,560円)

※合計所得金額：実際の収入から必要経費の相当額を差し引いた額。

※月割計算により年額に1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てます。

問い合わせ…五戸町役場 介護支援課 [TEL:0178-62-7956](tel:0178-62-7956)

介護保険料の納め方

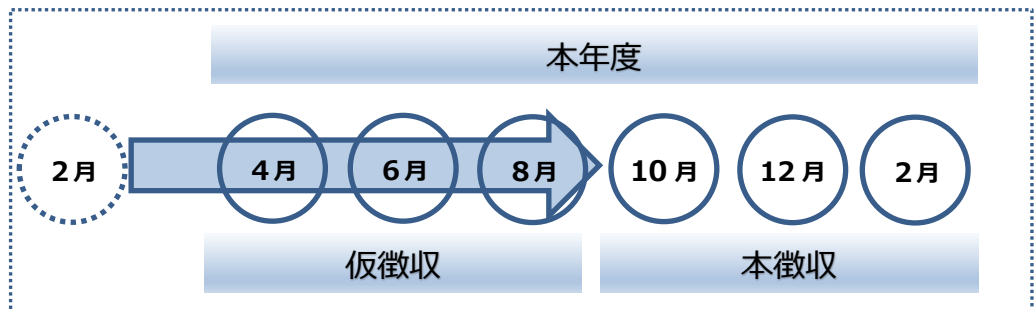
納め方は受給している年金※の額によって2通りに分かります。

※受給している年金とは、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象となりません。

【年金が年額18万円以上 → 年金からの天引き（特別徴収）】

○保険料の年額が、年金の支払月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）に年6回に分けて天引きになります。

○65歳以上の保険料は、6月以降に確定するため、4月・6月・8月は暫定的な額（通常は前年度2月と同額）での徴収となります。



○特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6か月後から保険料が年金からの天引きとなります。年金からの天引きとなる場合は、通知書を送付いたします。

（65歳となってもすぐに特別徴収は開始されません）

○年金からの天引き（特別徴収）の方でも、下記の場合は納付書で納めることがあります。

- ・年度途中で保険料が増額となった
- ・年度途中で65歳となった
- ・年度途中で老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金の受給が始まった
- ・年度途中で他の市区町村から転入した
- ・年金が一時差止になった など



【年金が年額18万円未満 → 納付書で各自納付（普通徴収）】

○市区町村から送付された納付書により、取扱金融機関で納めます。

○忙しい方は、口座振替が便利です。

（手続きの流れ）

- ① 介護保険料の納付書、通帳、印鑑（通帳届出印）を用意します。
- ② 取扱金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。

（注意）

- 口座振替の開始は通常、申し込み日の翌月からになります。
- 残高不足で引き落としができない場合は、再振替は行っておりませんので、送付された納付書で納付してください。

